「原発事故時の避難計画等に関するアンケート結果」の関連資料と 舞鶴市長への要請事項

◆舞鶴市は4か所*で安定ヨウ素剤を備蓄しています。しかしこれでは、事故時に約9万の住民に配布するには時間がかかり、避難に間に合いません。

(原発から 5km 圏とそれに準ずる松尾・杉山地区等では住民に事前配布)

※中総合会館(保健センター)/ 大浦会館/ 西総合会館/ 加佐公民館

学校、幼稚園・保育所、病院・福祉施設には安定ョウ素剤が備蓄されていません。私たちが実施したアンケートでは、幼稚園・保育所から、配布されていないこと等への不安の声が寄せられました。

他方、学童施設へのアンケートに対して、舞鶴市は「施設での保管は必要なし」と一括回答でした。しかし、これは、国の方針に反しています。

なお、各施設へのアンケートに対して、市の行政が一括して回答してきたのは舞鶴市だけでした。このことに改めて抗議します。

◆国の方針では、幼稚園や保育所等の避難弱者の施設で備蓄することを求めています。

備蓄場所	PAZ内(5km 圏内)	PAZ外(5km 以遠)
避難経路に面した公共施設	備蓄しておく必要がある	
避難所等	備蓄しておく必要がある(持っていない住民への配布用)	
学校等 (小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等)	備蓄しておく必要がある	備蓄することが <u>望ましい</u> 。
幼稚園、保育所等	備蓄しておく必要がある	備蓄の <u>必要性が高い</u>
病院、福祉施設等	備蓄が必要である(※PAZ 内外の区別なし)	
保健所、保健センター等	備蓄・配布場所として適している(※PAZ 内外の区別なし)	

「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」4~5 頁より https://www.nsr.go.jp/data/000024657.pdf (原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 平成 28 年 9 月 30 日版)

※上記の規制庁文書の抜粋は裏面参照

- ◆滋賀県は、43km 圏内の幼稚園・保育所等に既に安定ヨウ素剤を備蓄しています。
 - ・島根県は30km 圏内住民で希望者に事前配布を開始
 - ・茨城県ひたちなか市は30km圏内全市民に事前配布を開始
 - ・兵庫県篠山市(高浜原発から50km)は希望する住民に事前配布を開始

舞鶴市長への要請事項

住民への事前配布と同時に、学校、幼稚園・保育所等、病院・福祉施設等に安定ョウ 素剤を備蓄すること。



避難計画を案ずる関西連絡会

この件の連絡先:グリーン・アクション

京都市左京区田中関田町 22-75-103 TEL: 075-701-7223 FAX: 075-702-1952

「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」 原子力規制庁 (4~5 頁。関連事項の抜粋。下線は引用者)

<u>備蓄場所</u>については、緊急時に速やかに取り出し配布ができるようにする必要がある。 さらに、<u>複合災害時に備え、備蓄場所が集中しないよう方策を講じる必要</u>がある。備蓄 場所として<u>具体的には下記のような候補</u>が挙げられる。

学校等:

PAZ内の学校(小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等)は全面緊急事態に至った場合にはそこに居る生徒等が住民同様、速やかに避難すべきであり、特に若い年齢の生徒・学生が集まっていることから、これらの学校にも安定ョウ素剤を備蓄しておく必要がある。また、職員のための安定ョウ素剤の備蓄も必要である。一方、PAZ外の学校は、校舎や講堂等があり多数の住民を収容できる場合が多いため、避難の際の集合場所等になる可能性が高く、生徒や職員のみならず、周辺住民等への配布分についても備蓄することが望ましい。

• 幼稚園、保育園等:

PAZ内の幼稚園、保育園等は、3歳以上の幼児を対象に安定ョウ素剤の丸剤を、3歳未満の乳幼児を対象にゼリー剤を備蓄しておく必要がある。また、職員のための安定ョウ素剤の備蓄も必要である。

<u>PAZ外の幼稚園、保育園等は</u>、学校と比較すると小規模の場合が多いが、園庭等が集合場所等に活用できる可能性があることから、<u>丸剤、ゼリー剤の備蓄の必要</u>性が高い。

また、周辺住民等への配布分についても備蓄することが望ましい。

•病院、福祉施設等:

病院、福祉施設等では<u>患者、職員等が服用するため</u>の安定ョウ素剤の<u>備蓄が必要</u>である。

(※引用者注:PAZ内外の区別なし)